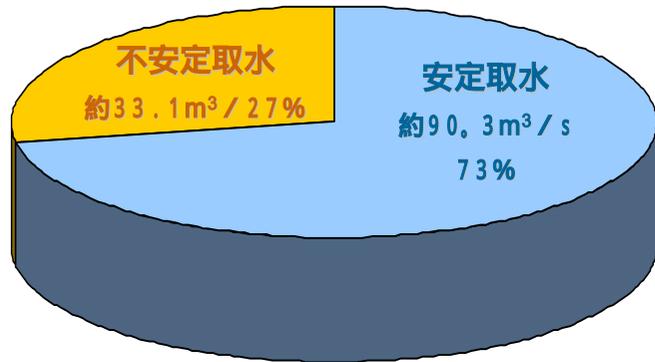


3-1- 水道用水の約1 / 4が不安定取水

既に発生している水需要に対応するため、ダム completion を前提として、河川の水量が豊かな時にしか取水出来ない暫定豊水水利権として水利用を可能にしています。利根川・荒川水系では、逼迫する水需要に対し、施設が完成していない等により、水道用水の約1 / 4が不安定取水となっており、頻発する渇水の1つとなっています。

利根川、荒川の水道用水の安定取水と不安定取水の割合



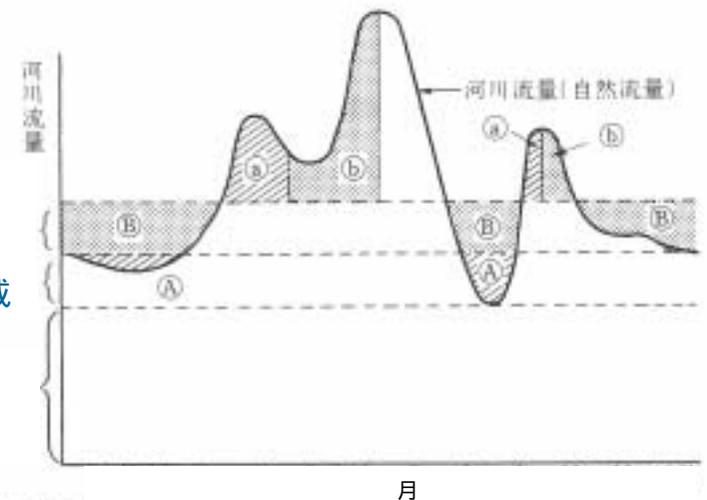
取水量は利根川、荒川の合計(約123.4m³/s)
H17.3現在 関東地整調べ

暫定豊水水利権
水資源開発施設未完成

水資源開発施設完成

年間を通じて安定して流れる量

安定水利権



ダムによる補給量

- ①……………流量②を開発するために必要なダム補給量
- ②……………流量③
- ③……………" "
- ④……………②を開発するときで、ダムに貯留できる量のうち実際⑤を補給するために使われる量
- ⑤……………③を開発するときで、ダムに貯留できる量のうち実際⑥を補給するために使われる量